

インфекションコントロールチーム（ICT）設置要綱

（平成 14 年 7 月 1 日 病院事業管理者決裁）

（設置）

第 1 条 市立病院において、患者様の安全を守るために、速やか、かつ、実践的な感染対策を実施する感染対策インфекションコントロールチーム（Infection Control Team（以下「ICT」という。）」を設置する。

（所管事項）

第 2 条 ICT の主な業務は、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 病棟院内における感染症発生を速やかに確認し、感染源や感染経路を把握した上で、早急に対策を講ずること。
- (2) 各種病原微生物の分離状況を把握し現場へ周知すること。
- (3) 感染防止対策に対するコンサルトに応じ、指導及び評価すること。
- (4) 医療関連感染対策マニュアルの作成と更新を行うこと。
- (5) 職員に対して、感染防止に関する周知、啓発及び指導を行うこと。
- (6) サーベイランスを積極的に行い、結果を現場にフィードバックし感染率の低減を図ること。
- (7) 院内ラウンドを毎週 1 回程度行い、感染対策の浸透・改善を行うこと。なお、院内ラウンドは ICT の医師・看護師・臨床検査技師・薬剤師の 4 職種のうち少なくとも 2 職種以上で構成されていること。
- (8) 職業感染対策を行うこと。
- (9) 地域連携病院とカンファレンスを定期的で開催し、各々の施設における感染対策の評価、改善につなげること。

（組織）

第 3 条 ICT のメンバーは以下の職種による構成員を基本とし、病院長が選任する。

- (1) 院内感染管理者（Infection Control Doctor（以下 ICD という）資格保有者）
 - (2) 診療科医師（ICD 資格保有者が望ましい）
 - (3) 感染管理認定看護師（Infection Control Nurse）
 - (4) 医療技術部各科代表者（臨床検査科，放射線技術科，薬剤科，リハビリテーション科，栄養管理科，臨床工学科）
 - (5) 看護部代表者
 - (6) 総務課総務係代表者
 - (7) その他感染対策に関連のある職種
- 2 前項第 1 号に掲げるものを責任者とする。
 - 3 会議の開催は、原則、毎月 1 回または必要時に開催する。
 - 4 各病棟に、リンクナースを置き、現場の状況を常時把握して ICT の活動を補佐するものとする。

（事務局の設置）

第 4 条 事務局は経営管理部医療安全管理課感染対策室に置くものとする。

附 則
この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 30 日改正）
この改正は、平成 19 年 10 月 30 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 20 日改正）
この改正は、平成 20 年 2 月 20 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日改正）
この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 5 月 1 日改正）
この改正は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。

附 則（平成 29 年 10 月 27 日改正）
この改正は、平成 29 年 10 月 27 日から実施する。